



泉小学校跡地活用方針を決定しました

❖跡地活用の考え方

泉小学校跡地の活用については「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本方針～」に掲げる「総量抑制」を基本としつつ、これまでの取組でいただいたご意見や将来的な行政需要などを踏まえ、「地域活用エリア」と「行政活用エリア」に区分したうえで検討しました。

各エリアの配置は、大きなスペースが確保できる中央エリアを「ボール遊び機能を有した公園」とし、北西エリアを「障害者福祉施設」と「高齢者福祉施設」、そのほかの用地を「売却用地」と設定しました。

❖活用エリアの配置



❖今後の整備スケジュール

内容	H29	H30	H31	H32
暫定利用	校庭暫定開放			
校舎等解体作業	分筆測量など 解体工事			
地区計画	地区計画手続き			
<地域活用エリア> 公園施設		設計	公園整備	共用開始
<行政活用エリア> ①障害者福祉施設	① 業者選定	補助金申請期間	施設整備	開設
②高齢者福祉施設	② 業者選定	施設整備	開設	
③売却用地	③ 売却手続き			

公園施設や障害者・高齢者福祉施設の具体的な規模や機能などは、各施設の検討を進めていく中で、丁寧な情報提供や意見聴取を行ったうえで決定していきます。

周辺の住環境への影響については、地区計画制度を活用し、地域への丁寧な説明を行ったうえで、売却用地を含めた土地利用の方針や公園・道路の整備方針を定めていきます。

校庭の暫定開放は、解体工事に着手する8月末まで引き続き実施します。

◆企画政策課 田 (☎042-460-9800)

シリーズ 庁舎統合方針

3

市では庁舎統合に向けた取組を進めています。平成28年12月には、庁舎統合に向けた第一歩として暫定的な対応方針を当面の方策とする「庁舎統合方針」を決定し、1月15日号でお知らせしました。

市民の皆さんに庁舎統合への関心を高めていただくとともに、全市民的議論につなげるための情報提供として、庁舎統合方針の内容を記載しています。

❖庁舎統合に向けた工程

□統合庁舎の位置

第2次総合計画・後期基本計画に基づき平成31～35年度にかけて検討・決定し、平成36年度からの第3次総合計画に統合庁舎の構想・計画づくりを位置付けたいと考えています。

□統合庁舎の規模・機能

平成37年度から2カ年をかけて基本構想を策定し、平成39年度には詳細

な機能や建設工程を含めた基本計画を決定します。

□庁舎統合の実現

最終的には、平成41年度からの第3次総合計画・後期基本計画に統合庁舎の整備を位置付けたうえで、平成45年度に庁舎統合を実現します。

□市民参加

統合庁舎の位置や機能・規模などは、市民の皆さんの関心を高め、全市民的議論を踏まえて決定する必要があると考えています。そのための取組や丁寧な情報提供を引き続き行い、基本構想の段階においては、市民や学識経験者などとともに、庁舎の将来像や機能・規模、民間資金を活用した事業手法などについて検討することを想定しています。

◆企画政策課 田 (☎042-460-9800)

年度	総合計画の区分	総合計画に位置付ける取組	
		市民参加	具体的内容
～H31	「暫定的な対応方針」の実現に向けた取組など		
H31～35	第2次総合計画・後期基本計画	統合庁舎の位置の検討・決定	位置の検討・決定
H36～40	第3次総合計画	統合庁舎の構想・計画づくり	基本構想・基本計画の策定(事業手法の検討含む)
H41～45	第3次総合計画・後期基本計画	統合庁舎の整備	設計・建設工事

↓ 移転 ↓
「庁舎統合」の実現



ほしい情報だけやってくる！
更新通知アプリHP来～る便

ホームページの更新情報をお知らせするスマートフォン専用のアプリです。関心があるジャンル(例：イベント情報・子育て関連情報など)を選択し設定を保存すると、その中で更新や新着があるたびにアプリが個別に通知します。自分で探し出さなくても、市の情報があなたの元へやってきます。

アプリのダウンロードはこちらから！



◆秘書広報課 田 (☎042-460-9804)



子どものスマートフォンやインターネット利用について考えましょう

最近では、自分専用のスマートフォンを持つ子どもが増えてしています。お子さんが安全にスマートフォンを使えるよう、家族でルールを決めましょう。

□フィルタリングの設定

子どもが有害サイトなどにアクセスしないよう、年齢に応じた携帯電話会社のアクセス制限サービスを利用する

□個人情報の保護

写真に含まれる位置情報などから自宅などが特定されることがあるため、むやみに個人情報を公開しないように注意する

□ウイルス対策

●ウイルス対策ソフトを使用する
●安全性が確認できるサイトからアプリをダウンロードするなど

◆危機管理室 田 (☎042-438-4010)



！ 自転車は自転車駐車場に置きましょう

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つですが、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢者・障害者・子どもなどさまざまな人たちが利用します。自転車・バイクなどが放置されると、通行の障害となるばかりか、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、一人

一人が責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう(原付バイクは、場所により制限あり)。

各駅周辺には自転車駐車場があります。利用の際は、係員の指示に従ってください。混雑時はほかの利用者の迷惑にならないよう、無理な駐車はしないでください。

◆道路管理課 保 (☎042-438-4057)

市内の災害状況(平成28年)

火災

- 件数：34件(前年比21件減)
- 焼損床面積：21㎡(166㎡減)
- 死者：1人(1人増)
- 負傷者：10人(2人減)

□主な出火原因

- 電気設備機器(電気器具・配線など)：8件
- 放火：7件
- ガス設備機器(ガスコンロなど)：6件

❖火災を防ぐポイント

- 電気設備機器
 - ・コードを束ねて使用しない
 - ・使用しない電気製品の差し込みプラグはコンセントから抜いておく
- 放火
 - ・家の周りに可燃物を置かない

- ごみは決められた日の朝に出す
- ガス設備機器
 - ・調理中は離れない
 - ・防災品のエプロンやアームカバーを利用する

救急

- 件数：9,634件(154件増)
- 搬送人員：8,709人(308人増)

❖救急車の適正利用をお願いします

救急出動件数が多くなると、遠くの救急隊が出動する確率が高まり現場への到着時間が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。

☎西東京消防署 (☎042-421-0119)

◆危機管理室 保 (☎042-438-4010)